

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年1月6日提出
【発行者名】	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒瀬 憲昭
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	楠本 靖三
【電話番号】	03-5293-1500
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	シュローダー・ツーシグマ・ダイバーシファイド・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年8月15日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、当ファンドのマザーファンドの主要な投資対象ファンドの投資方針の変更を受けた当ファンドの約款変更手続きについて、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するとともに、委託会社等の経理状況の記載を新たな内容に更新するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部 _____ は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

2024年8月16日から2025年2月14日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

<訂正後>

2024年8月16日から2025年2月14日までとします。^{*}

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。^{*}

^{*} 約款変更にかかる書面決議が否決され、信託終了（繰上償還）となった場合、申込期間は2025年1月27日までとし、以後、申込期間の更新は行われません。

(12)【その他】

<訂正前>

日本以外の地域における発行
該当事項はありません。

<訂正後>

日本以外の地域における発行
該当事項はありません。

<投資信託約款の変更予定のお知らせ>

ファンドの運用の基本方針に規定する投資対象から世界各国の債券先物、株価指数先物、金利先物および通貨等を除外する投資信託約款の変更に関する書面決議手続きを以下の日程で行います。

書面決議の手続きならびに日程

書面決議対象受益者の確定日	2024年12月20日
書面による議決権の行使期間	2025年1月6日から2025年1月24日まで
書面決議日	2025年1月27日
約款変更適用日（予定）	2025年2月15日

2024年12月20日現在のファンドの受益者は、2025年1月6日から2025年1月24日までの期間に、自己の保有する受益権の口数に応じてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社に対してファンドの約款変更について書面をもって議決権を行使することができます。

2024年12月12日までの取得申込分を反映した受益権口数が対象です。2025年1月6日以降の取得申込分、および2024年12月12日以前の換金申込分については対象外となります。

ファンドの約款変更は、2025年12月20日現在におけるファンドの議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる賛成をもって可決されます。その場合は、2025年2月15日をもってファンドの約款変更を実施いたします。

ファンドの約款変更が書面決議で否決された場合には、当該約款変更は行いません。この場合、主要投資対象ファンドと基本的な性格を同じくする代替ファンドが存在しないことから、約款に定められた運用方針に沿った運用の継続が困難となるため、2025年2月14日付けでファンドは繰上償還を行う予定です。

書面決議結果のお知らせ

2025年1月27日（書面決議日）以降にシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社のホームページ（<http://www.schroders.co.jp/>）に「投資信託約款の変更決定（結果）のお知らせ」を掲載いたします。

ご購入に際しては、上記の内容を十分ご認識のうえ、ご判断くださりますようお願い申し上げます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

ファンドの目的

主として米国の株式および株式関連証券ならびに世界各国の債券先物、株価指数先物、金利先物および通貨等に投資し、信託財産の成長を目指した運用を行います。

ファンドの基本的性格

1)商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信	内外	不動産投信	特選型 (絶対収益追求型)
		その他資産 ()	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2)属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特選型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)			ブル・ベア型
	年2回	日本			
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()	条件付運用型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州			
	年12回 (毎月)	アジア			絶対収益追求型
	日々	オセアニア			
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券、通貨、その他資産(デリバティブ)))		アフリカ			その他 ()
		中近東 (中東)			
		エマージング			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型					

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(略)

<訂正後>

ファンドの目的

主として米国の株式および株式関連証券ならびに世界各国の債券先物、株価指数先物、金利先物および通貨等に投資し、信託財産の成長を目指した運用を行います。

主要投資対象ファンドの投資方針の変更を受けて、ファンドの約款変更が書面決議で可決した場合、2025年2月15日付で下記の内容に変更します。

主として米国の株式および株式関連証券等に投資し、信託財産の成長を目指した運用を行います。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信	内外	不動産投信	特選型 (絶対収益追求型)
		その他資産 ()	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

主要投資対象ファンドの投資方針の変更を受けて、ファンドの約款変更が書面決議で可決した場合、2025年2月15日付で投資対象地域は「海外」へ変更します。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特選型
株式 一般	年1回	グローバル (日本を含む)			
大型株	年2回				ブル・ベア型
中小型株	年4回	日本			
債券 一般	年6回	北米	ファミリーファンド	あり ()	
公債	(隔月)	欧州			条件付運用型
社債	年12回	アジア			
その他債券	(毎月)	オセアニア			
クレジット属性 ()	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	絶対収益追求型
不動産投信	その他 ()	アフリカ			
その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券、通貨、その他資産(デリバティブ))))		中近東 (中東)			その他 ()
資産複合 ()		エマージング			
資産配分固定型					
資産配分変更型					

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

主要投資対象ファンドの投資方針の変更を受けて、ファンドの約款変更が書面決議で可決した場合、2025年2月15日付で投資対象地域は「北米」へ変更します。

(略)

<更新後>

ファンドの特色

① 世界有数のヘッジファンドであるツーシグマ*¹が実質的な運用を行い、定量モデル運用において高度な専門性を活用します。

*1 米ドル建て外国投資証券シュローダーGAIAツーシグマ・ダイバーシファイド クラスC投資証券(以下、主要投資対象ファンド)の運用を行うツーシグマ・アドバイザーズ・エル・ピーとその関連会社を指します。

② ツーシグマの2つの投資戦略「米国株式マーケット・ニュートラル戦略」と「グローバル・マクロ戦略」を組み合わせ、市況に捉われずに収益の獲得を目指します。

米国株式マーケット・ニュートラル戦略

- 上場株式等の買建て(ロング・ポジション)と売建て(ショート・ポジション)を組み合わせ、市場全体の動きに対する影響度をできる限りゼロに近づけることにより、市場全体の騰落率に大きく左右されずに収益を確保することを旨とする投資手法です。
- 本投資戦略による投資対象は、米国の株式および株式関連証券等です。

グローバル・マクロ戦略

- 定量モデルを用いて世界各国の株式、債券、金利、為替の先物等の市場動向を予測し、上昇局面だけでなく下落局面でも収益の獲得を目指す投資手法です。
- 本投資戦略による投資対象は、世界各国の債券先物、株価指数先物、金利先物および通貨等です。

※主要投資対象ファンドの投資方針の変更を受けて、ファンドの約款変更が書面決議で可決した場合、2025年2月15日付で上記の特色②は下記の内容に変更します。

「米国株式マーケット・ニュートラル戦略」により、市況に捉われずに収益の獲得を目指します。

- 上場株式等の買建て(ロング・ポジション)と売建て(ショート・ポジション)を組み合わせ、市場全体の動きに対する影響度をできる限りゼロに近づけることにより、市場全体の騰落率に大きく左右されずに収益を確保することを旨とする投資手法です。
- 本投資戦略による投資対象は、米国の株式および株式関連証券等です。

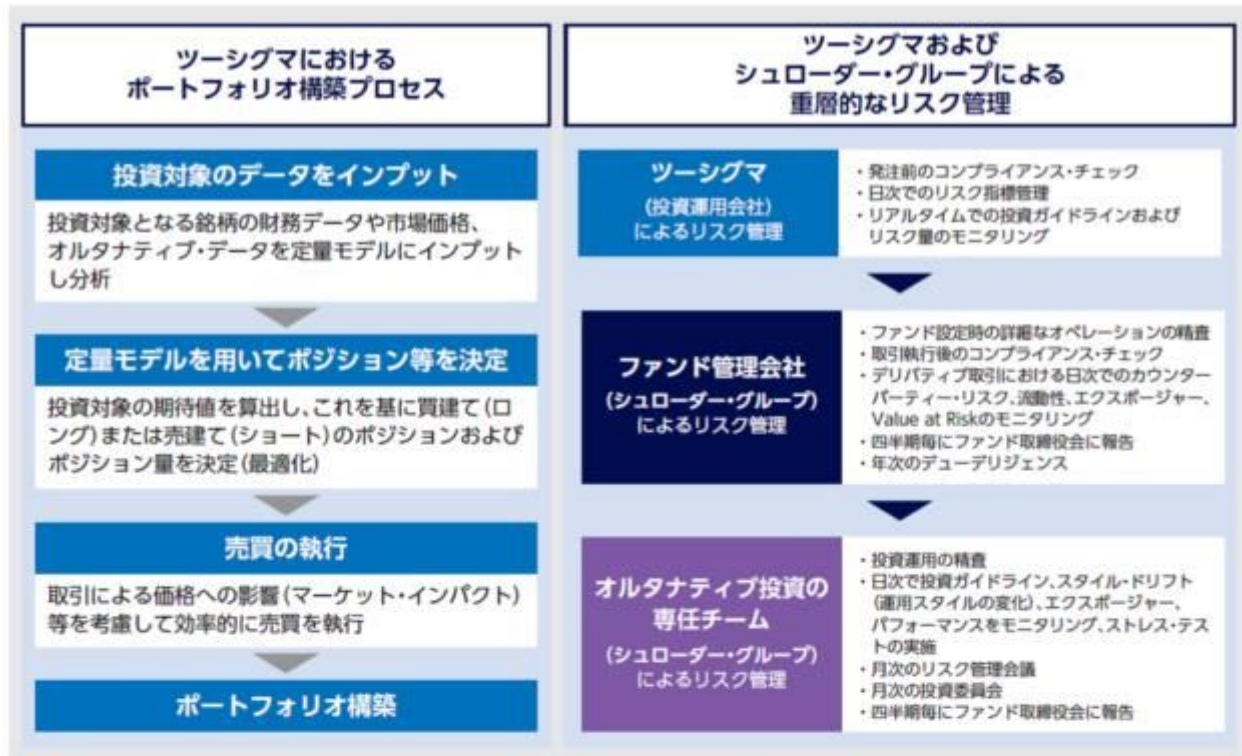
③ 主要投資対象ファンドは、シュローダーが設定したヘッジファンド・プラットフォーム「Schroder GAIA」*²を通じて提供され、シュローダーの厳格かつ重層的なリスク管理能力が活用されています。

*2 Schroder GAIAとは、シュローダー・グループがヘッジファンドを選定し、管理、提供するルクセンブルグ籍外国投資法人を指します。

④ 実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

※上記①～③については、ファンドが実質的に投資する主要投資対象ファンドの内容を含みます。

運用プロセス



※上記はシュローダー・ツーシグマ・ダイバーシファイド・マザーファンド(以下「マザーファンド」)の投資対象ファンドのうち、主として投資を行う「シュローダー GAIA ツーシグマ・ダイバーシファイド クラスC投資証券」にかかるツーシグマ・アドバイザーズ・エル・ピー(投資運用会社)とシュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)エス・エイ(ファンド管理会社)の運用体制です。

※上記の運用プロセスは、予告なく変更することがあります。

■ ツーシグマ・アドバイザーズ・エル・ピーの概要

ツーシグマ・アドバイザーズ・エル・ピー(Two Sigma Advisers, LP)は、米国を拠点とするリミテッド・パートナーシップで、定量モデル運用において高度な専門性を有する世界有数のヘッジファンドです。

2009年に投資顧問業務を開始し、米国証券取引委員会に投資顧問業者として登録され、米国従業員退職所得保障法(1974年)に基づく適格専門投資運用会社(QPAM)として運営されています。



資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

- ファンドは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うファミリーファンド方式で運用を行います。
- また、マザーファンドを通じて複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

マザーファンドが投資する投資信託証券(投資対象ファンド)は以下となります。

■ 投資比率が高位に保たれる投資信託証券(主要投資対象ファンド)

主として米国の株式および株式関連証券ならびに世界各国の債券先物、株価指数先物、金利先物および通貨等に投資する投資信託証券

※主要投資対象ファンドの投資方針の変更により、下記の内容に変更される予定です。

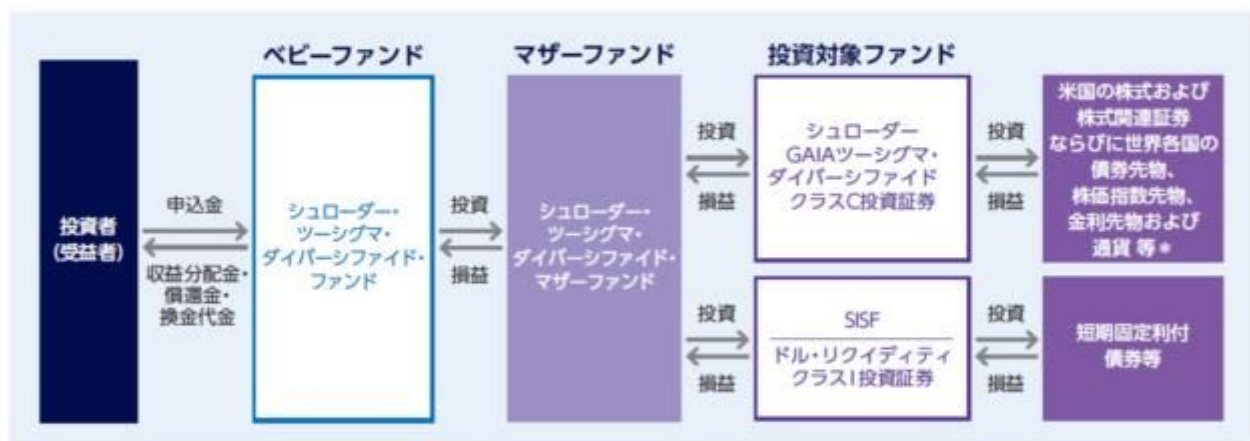
主として米国の株式および株式関連証券等に投資する投資信託証券
 「シュローダーGAIAツースigma・ダイバーシファイド クラスC投資証券」

■ 投資比率が低位に保たれる投資信託証券

主として短期固定利付債券に投資する投資信託証券

「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド* ドル・リクイディティ クラスI投資証券」

*「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド」を以下「SISF」という場合があります。



*主要投資対象ファンドの投資方針の変更により、下記の内容に変更される予定です。

米国の株式および株式関連証券等に投資する投資信託証券

※投資対象ファンドは、委託会社の判断により、変更することがあります。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。
- 一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。
- デリバティブの直接利用は行いません。

※「直接投資」とは、マザーファンドが投資対象ファンドを介さずに行う投資をいいます。
また「実質投資割合」とは、マザーファンドにおける投資割合をいいます。

分配方針

年1回の決算時（原則11月15日。休業日の場合は翌営業日。）に、収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益と売買益等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市場動向等を勘案し決定します。
なお、分配を行わないことがあります。

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

分配

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

購入・換金申込受付について

購入・換金申込の受付期間	<ul style="list-style-type: none"> ■各受付期間は原則、毎週金曜日から翌週の木曜日までとします。 ■約定日毎に購入・換金申込の受付期間を設け、当該受付期間に受付けた申込を当該約定日に約定するものとします。
約定日	<ul style="list-style-type: none"> ■原則として各受付期間の最終日から起算して6営業日目(各受付期間の最終日を1営業日目として起算)
購入・換金申込不可日	<ul style="list-style-type: none"> ■国内の休業日 ■以下の(1)から(4)のいずれかの場合に該当する場合、各受付期間中(各週*の前週の金曜日から各週の木曜日まで)の各日 *各週とは各受付期間の最終日が属する週をいいます。以下同じ。 <ol style="list-style-type: none"> (1)各週の木曜日(各受付期間の最終日)が国内の銀行休業日に該当する場合 (2)各週の金曜日(各受付期間の最終日の翌日)から翌々週の月曜日までの間において2日以上が国内の銀行休業日(土曜日および日曜日を除く。)に該当する場合 (3)各週の金曜日(各受付期間の最終日の翌日)、翌週の月曜日もしくは火曜日のいずれかが主要投資対象ファンドの管理会社が指定する取引不可日に該当する場合 (4)各受付期間の最終日が属する週の翌週の水曜日から翌々週の木曜日までの間において4日以上が主要投資対象ファンドの管理会社が指定する取引不可日に該当する場合

- 基本的な例
- 購入時の例: 受付期間に購入の申込みをいただいたお客様は、約定日における基準価額での約定となります。約定日は各受付期間最終日から起算して6営業日目になります。
- 換金時の例: 受付期間に換金の申込みをいただいたお客様は、約定日における基準価額での約定となり、換金代金支払日以降に換金代金をお支払いいたします。(換金代金の支払いは原則として約定日から起算して6営業日目からのお支払いとなります。)



■ ファンドの購入・換金申込不可日がある場合の例

<p>申込不可(1)について 購入・換金申込不可日(1)の場合に該当</p> <p>・受付期間の最終日である木曜日が国内の銀行休業日に該当するため申込不可となります。</p>	<p>申込不可(2)について 購入・換金申込不可日(2)の場合に該当</p> <p>・受付期間の最終日の週の金曜日(申込受領日の属する週)から翌々週の月曜日までの間において2日以上が国内の銀行休業日に該当するため申込不可となります。</p>
<p>申込不可(3)について 購入・換金申込不可日(3)の場合に該当</p> <p>・受付期間の最終日の翌日(金曜日)、翌週の月曜日もしくは火曜日のいずれかが主要投資対象ファンドの管理会社が指定する取引不可日に該当するため、申込不可となります。</p>	<p>申込不可(4)について 購入・換金申込不可日(4)の場合に該当</p> <p>・受付期間の翌週の水曜日から翌々週の木曜日までの間において4日以上が主要投資対象ファンドの管理会社が指定する取引不可日に該当するため、申込不可となります。</p>

※上記は一例ですので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【投資方針】

(1) 【投資方針】

<訂正前>

マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に主として、米国の株式および株式関連証券ならびに世界各国の債券先物、株価指数先物、金利先物および通貨等に投資することによって信託財産の成長をめざします。

～（略）

<訂正後>

マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に主として、米国の株式および株式関連証券ならびに世界各国の債券先物、株価指数先物、金利先物および通貨^{*}等に投資することによって信託財産の成長をめざします。

^{*}ファンドの約款変更が書面決議で可決した場合、2025年2月15日付で下記の内容に変更します。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に主として、米国の株式および株式関連証券等に投資することによって信託財産の成長をめざします。

～（略）

(2) 【投資対象】

<訂正前>

投資対象とするマザーファンドの概要

<シュローダー・ツーシグマ・ダイバーシファイド・マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行います。
主な投資対象	有価証券を主要投資対象とする投資信託証券（投資信託または外国投資信託および投資法人または外国投資法人の受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。以下同じ。）に投資を行います。なお、短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）に直接投資する場合があります。
投資態度	主として、米国の株式および株式関連証券ならびに世界各国の債券先物、株価指数先物、金利先物および通貨等に投資する投資信託証券と、短期金融資産等に投資する投資信託証券への投資を行います。これらの投資信託証券（以下、「指定投資信託証券」 [*] または「投資対象ファンド」といいます。）は別に定めるものとします。 指定投資信託証券への投資割合については、委託者が市場動向および資金動向等を勘案して決定するものとし、原則として、主として米国の株式および株式関連証券ならびに世界各国の債券先物、株価指数先物、金利先物および通貨等に投資する投資信託証券（以下、「主要投資対象ファンド」といいます。）への投資割合を高位に保つことを基本とします。 指定投資信託証券は、委託者の判断により、変更することがあります。 外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。 短期金融商品に投資し、現金を保有することがあります。 資金動向、市場動向、信託財産の規模の規模等に急激な変化が生じたとき、ならびに指定投資信託証券が償還あるいは当該指定投資信託証券の純資産額の規模が著しく減少したとき等には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。 デリバティブの直接利用は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以下となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	

委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(略)

<参考：指定投資信託証券（投資対象ファンド）の概要>

2024年5月末現在における投資対象ファンドの概要です。

投資対象ファンドについては、今後の見直しにより、変更・追加・削除等を行う場合があります。

今後、記載内容が変更となることがあります。

ファンド名	シュローダーGAIAツースigma・ダイバーシファイド クラスC投資証券	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人/米ドル建て	
主な投資対象	世界の株式、株式関連証券、固定および変動利付債券、通貨	
運用の基本方針 および主な投資制限	<p>世界の株式、株式関連証券、固定および変動利付債券、通貨に投資することにより、手数料控除後にプラスのリターンを提供することを目指します。</p> <p>欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に準拠して分散投資を行います。</p> <p>・ファンドはアクティブ運用され、世界の株式および株式関連証券、固定および変動金利債券、通貨、ならびにこれらの商品に投資する投資ファンドに直接またはデリバティブを通じて間接的に投資します。</p> <p>・投資運用会社は、モデル駆動型の投資アプローチを実行する精巧なコンピュータシステムを使用して元本成長の提供を目指します。</p> <p>・ファンドは、米国株式マーケット・ニュートラル戦略とグローバル・マクロ戦略の両方を組み合わせて運営します。</p> <p>・株式マーケット・ニュートラル戦略は、株式市場で過小評価されている株式と過大評価されている株式の買建てと売建てを組み合わせることによって利益を追求します。</p> <p>・グローバル・マクロ戦略は、グローバルな資産価格の変化を利用するファンダメンタル・モデルとテクニカル・モデルの両方を組み合わせたものです。</p> <p>・ファンドは、投資利益の達成、リスクの軽減（金利および通貨リスクの管理を含む）または資産のより効率的な運用を目的として、買建て売建て共にデリバティブ（トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引を含む）を幅広く使用します。</p> <p>・ファンドがトータル・リターン・スワップと差金決済取引を使用する場合の原資産は、ファンドの投資目的と投資方針に従って直接投資する可能性のある商品やインデックスで構成されます。</p> <p>・特にトータル・リターン・スワップおよび差金決済取引は、買い建て売り建てのエクスポージャーを得るため、または株式および株式関連証券のエクスポージャーをヘッジするために使用されます。</p> <p>・トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引のグロス・エクスポージャーは資産の120%を超えず、資産の60%から110%の範囲に収まる見込みです。状況によっては、この比率が高まる場合があります。</p> <p>・ファンドは、デリバティブを介して柔軟に買建て売建てのアクティブな通貨ポジションをとります。買建て売建てを組み合わせた場合、ファンドは買越し（ネット・ロング）または売越し（ネット・ショート）になる場合があります。</p> <p>・ファンドは、投資目的を達成するため、資金管理のため、もしくは不利な市況に備えて、現金を保有し、短期金融資産および現金以外の流動資産に投資することがあります。</p> <p>・ファンドは、資産の最大10%をオープン・エンド型投資ファンドに投資することがあります。</p> <p>・ファンドは運用残高に上限が設けられることがあり、そのため、ファンドまたは一部のシェア・クラスは、追加設定またはスイッチングの受け付けを止めることがあります。</p>	
投資運用報酬	年率1.40%（消費税等はかかりません）	
成功報酬	ファンドの計算期間末（9月30日）におけるファンドの1口当たり純資産価額（成功報酬引当金控除前）がハイ・ウォーターマーク（前期の計算期間末におけるファンドの1口当たり純資産価額（成功報酬引当金控除前））を超えた場合、超過部分の20%が成功報酬として計算期間の翌月に支払われます。	
その他費用	ファンドの純資産総額に対して年率0.41%程度（実績値）を保管報酬、弁護士費用および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用状況等によって変動することがあります。	
決算日	9月30日	
設定日	2016年8月24日	
ファンドの関係法人	管理会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ
	投資運用会社	ツースigma・アドバイザーズ・エル・ピー
	保管会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ

(略)

<訂正後>

投資対象とするマザーファンドの概要

<シュローダー・ツースigma・ダイバーシファイド・マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行います。
主な投資対象	有価証券を主要投資対象とする投資信託証券（投資信託または外国投資信託および投資法人または外国投資法人の受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。以下同じ。）に投資を行います。なお、短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）に直接投資する場合があります。
投資態度	<p>主として、米国の株式および株式関連証券ならびに世界各国の債券先物、株価指数先物、金利先物および通貨等に投資する投資信託証券と、短期金融資産等に投資する投資信託証券への投資を行います。これらの投資信託証券（以下、「指定投資信託証券」*または「投資対象ファンド」といいます。）は別に定めるものとします。</p> <p>ファンドの約款変更が書面決議で可決した場合、2025年2月15日付で下記の内容に変更します。</p> <p>主として、米国の株式および株式関連証券等に投資する投資信託証券と、短期金融資産等に投資する投資信託証券への投資を行います。これらの投資信託証券（以下、「指定投資信託証券」*または「投資対象ファンド」といいます。）は別に定めるものとします。</p> <p>指定投資信託証券への投資割合については、委託者が市場動向および資金動向等を勘案して決定するものとし、原則として、主として米国の株式および株式関連証券ならびに世界各国の債券先物、株価指数先物、金利先物および通貨等に投資する投資信託証券（以下、「主要投資対象ファンド」といいます。）への投資割合を高位に保つことを基本とします。</p> <p>ファンドの約款変更が書面決議で可決した場合、2025年2月15日付で下記の内容に変更します。</p> <p>指定投資信託証券への投資割合については、委託者が市場動向および資金動向等を勘案して決定するものとし、原則として、主として米国の株式および株式関連証券等に投資する投資信託証券（以下、「主要投資対象ファンド」といいます。）への投資割合を高位に保つことを基本とします。</p> <p>指定投資信託証券は、委託者の判断により、変更することがあります。外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。短期金融商品に投資し、現金を保有することがあります。資金動向、市場動向、信託財産の規模の規模等に急激な変化が生じたとき、ならびに指定投資信託証券が償還あるいは当該指定投資信託証券の純資産額の規模が著しく減少したとき等には、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。</p> <p>デリバティブの直接利用は行いません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以下となるよう調整を行うこととします。</p>
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
その他	
委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(略)

<参考：指定投資信託証券（投資対象ファンド）の概要>

2025年1月現在における投資対象ファンドの概要です。

投資対象ファンドについては、今後の見直しにより、変更・追加・削除等を行う場合があります。

今後、記載内容が変更となる場合があります。

ファンド名	シュローダーGAIAツーシグマ・ダイバーシファイド クラスC投資証券
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人/米ドル建て
主な投資対象	米国の株式、株式関連証券

運用の基本方針 および主な投資制限	<p>米国の株式、株式関連証券に投資することにより、手数料控除後にプラスのリターンを提供することを目指します。</p> <p>欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に準拠して分散投資を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファンドはアクティブ運用され、資産の75%以上を米国の株式および株式関連証券ならびにこれらの商品に投資する投資ファンドに直接またはデリバティブを通じて間接的に投資します。 ・投資運用会社は、モデル駆動型の投資アプローチを実行する精巧なコンピュータシステムを使用して元本成長の提供を目指します。 ・ファンドは、米国株式マーケット・ニュートラル戦略により運営します。 ・米国株式マーケット・ニュートラル戦略は、株式市場で過小評価されている株式と過大評価されている株式の買建てと売建てを組み合わせることによって利益を追求します。 ・ファンドは、投資利益の達成、リスクの軽減（金利および通貨リスクの管理を含む）または資産のより効率的な運用を目的として、買建て売建て共にデリバティブ（トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引を含む）を幅広く使用します。 ・ファンドがトータル・リターン・スワップと差金決済取引を使用する場合の原資産は、ファンドの投資目的と投資方針に従って直接投資する可能性のある商品やインデックスで構成されます。 ・特にトータル・リターン・スワップおよび差金決済取引は、買い建て売り建てのエクスポージャーを得るため、または株式および株式関連証券のエクスポージャーをヘッジするために使用されます。 ・トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引のグロス・エクスポージャーは資産の130%を超えず、資産の60%から120%の範囲に収まる見込みです。状況によっては、この比率が高まる場合があります。 ・買建て売建てを組み合わせた場合、ファンドは買越し（ネット・ロング）または売越し（ネット・ショート）になる場合があります。 ・ファンドは、投資目的を達成するため、資金管理のため、もしくは不利な市場に備えて、現金を保有し、短期金融資産および現金以外の流動資産に投資することがあります。 ・ファンドは、資産の最大10%をオープン・エンド型投資ファンドに投資することがあります。 ・ファンドは運用残高に上限が設けられることがあり、そのため、ファンドまたは一部のシェア・クラスは、追加設定またはスイッチングの受け付けを止めることがあります。 	
投資運用報酬	年率1.40%（消費税等はかかりません）	
成功報酬	<p>ファンドの計算期間末（9月30日）におけるファンドの1口当たり純資産価額（成功報酬引当金控除前）がハイ・ウォーターマーク（前期の計算期間末におけるファンドの1口当たり純資産価額（成功報酬引当金控除前））を超えた場合、超過部分の20%が成功報酬として計算期間の翌月に支払われます。</p>	
その他費用	<p>ファンドの純資産総額に対して年率0.41%程度（実績値）を保管報酬、弁護士費用および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用状況等によって変動することがあります。</p>	
決算日	9月30日	
設定日	2016年8月24日	
ファンドの関係法人	管理会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ
	投資運用会社	ツーシグマ・アドバイザーズ・エル・ピー
	保管会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ

（略）

3【投資リスク】

<訂正前>

（1）ファンドのリスク

（略）

価格変動リスク

ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、経営・信用状況、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

ファンドは実質的に世界各国の債券先物取引、株価指数先物取引、金利先物取引等を積極的に活用しますので、金利変動、株価変動等の影響を受け、市場の値動きを上回る損失を被る可能性があります。

株式マーケット・ニュートラルおよびグローバル・マクロ戦略に関するリスク

主要投資対象ファンドにおいては、現物有価証券、先物取引や為替予約取引等の買建てや売建てを行うため、買い建てている対象が下落した場合もしくは売り建てている対象が上昇した場合に損失が発生し、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。また、投資対象ファンドの純資産総額を上回る買建て、売建てを行った場合、レバレッジがかかった状態となり、基準価額が大きく変動する要因となります。投資対象ファンドは、先物取引等の買建てあるいは売建てを構築することで市場動向によらずに収益の獲得を目指すため、パフォーマンスは投資運用会社の能力に依存し、市場動向に関わらず収益が得られなかったり、損失が発生する可能性があります。

～（略）

<その他の留意事項>

~ (略)

- ファミリーファンド方式に関する留意事項
投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの設定・解約等に伴う組入有価証券等の売買が行われた場合等には、組入有価証券等の価格変化や売買手数料の負担等により、ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。
- 現金等の組入に関する留意事項
市場動向等によっては、短期金融資産や現金の実質的な組入比率が高まり、その他の投資対象資産の実質的な組入比率が低下する場合があります。

<訂正後>

(1) ファンドのリスク

(略)

価格変動リスク

ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、経営・信用状況、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは実質的に世界各国の債券先物取引、株価指数先物取引、金利先物取引等を積極的に活用しますので、金利変動、株価変動等の影響を受け、市場の値動きを上回る損失を被る可能性があります。

主要投資対象ファンドの投資方針の変更を受けて、ファンドの約款変更が書面決議で可決した場合、2025年2月15日付で以下に変更します。

ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、経営・信用状況、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

株式マーケット・ニュートラルおよびグローバル・マクロ戦略に関するリスク*

主要投資対象ファンドにおいては、現物有価証券、先物取引や為替予約取引等の買建てや売建てを行うため、買い建てている対象が下落した場合もしくは売り建てている対象が上昇した場合に損失が発生し、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。また、投資対象ファンドの純資産総額を上回る買建て、売建てを行った場合、レバレッジがかかった状態となり、基準価額が大きく変動する要因となります。投資対象ファンドは、先物取引等の買建てあるいは売建てを構築することで市場動向によらずに収益の獲得を目指すため、パフォーマンスは投資運用会社の能力に依存し、市場動向に関わらず収益が得られなかったり、損失が発生する可能性があります。

* 主要投資対象ファンドの投資方針の変更を受けて、ファンドの約款変更が書面決議で可決した場合、2025年2月15日付で「株式マーケット・ニュートラル戦略に関するリスク」に変更します。

~ (略)

<その他の留意事項>

~ (略)

外国為替取引に関する留意事項

ファンドは、ISDAマスター契約を締結せずに特定の為替ブローカーとの間で外国為替取引を行うことがあります。ISDAマスター契約を締結しない外国為替取引においては、為替ブローカーが倒産した場合、ファンドはISDAマスター契約に基づくクローズアウト・ネットリング（取引の期限前終了と一括清算）の権利を行使することができず、その結果、ファンドに評価益がある外国為替取引に係る支払義務を為替ブローカーが履行せず、ファンドに評価損がある外国為替取引に係る為替ブローカーに対する支払義務の履行を為替ブローカーの破産管財人等から求められる（「チェリーピッキング」といいます。）可能性があります。為替ブローカーが倒産した場合、ISDAマスター契約を締結していない取引から生じる損失は、すべて受益者に帰属します。

特定の外国為替取引は、為替ブローカーの日本における子会社を通じて行う必要があり、これらの子会社が格付を取得していない、または投資適格未満である場合があります。このような場合、外国為替取引に基づく子会社の債務について、親会社の保証を得ることができない可能性があります。

また、為替ブローカーとISDAマスター契約やその他の取引書類を締結しないことにより、委託会社がファンドに代わって、為替ブローカーの取引条件で外国為替取引を実施し、その取引条件の下でファンドに代わって特定の表明、保証および補償に同意したとみなされることがあります。

— ファミリーファンド方式に関する留意事項

- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの設定・解約等に伴う組入有価証券等の売買が行われた場合等には、組入有価証券等の価格変化や売買手数料の負担等により、ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。
- 現金等の組入に関する留意事項
市場動向等によっては、短期金融資産や現金の実質的な組入比率が高まり、その他の投資対象資産の実質的な組入比率が低下する場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

- (1) ~ (3) (略)
- (4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

取扱時間は2024年11月5日より原則として午後3時30分までとなる予定です。なお、取扱時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5)～(10)(略)

<訂正後>

約款変更にかかる書面決議が否決され、信託終了(繰上償還)となった場合、申込期間は2025年1月27日までとします。

(1)～(3)(略)

(4)取扱時間

原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

取扱時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5)～(10)(略)

2【換金(解約)手続等】

<訂正前>

(1)～(2)(略)

(3)取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

取扱時間は2024年11月5日より原則として午後3時30分までとなる予定です。なお、取扱時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4)～(10)(略)

<訂正後>

約款変更にかかる書面決議が否決され、信託終了(繰上償還)となった場合、換金申込期間は2025年1月30日までとなります。

(1)～(2)(略)

(3)取扱時間

原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

取扱時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4)～(10)(略)

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

2032年11月15日(当該日が休業日の場合は翌営業日)までとします(2022年12月15日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

<訂正後>

2032年11月15日(当該日が休業日の場合は翌営業日)までとします(2022年12月15日設定)。^{*}ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

^{*}約款変更にかかる書面決議が否決され、信託終了(繰上償還)となった場合、信託期間は2025年2月14日までとなります。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条、第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期事業年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。また、第34期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第32期 (2022年12月31日)	第33期 (2023年12月31日)
資 産 の 部		
流 動 資 産		
預金	925,570	1,138,009
前払費用	86,424	72,651
貸付金	804,000	1,004,000
未収入金	688,575	474,921
未収委託者報酬	676,145	694,454
未収運用受託報酬	875,797	943,202
未収還付法人税等	131,282	-
未収還付消費税等	*2 96,497	-
流動資産合計	4,284,294	4,327,240
固 定 資 産		
有 形 固 定 資 産		
建物附属設備(純額)	*1 14,340	44,375
器具備品(純額)	*1 38,171	43,489
有形固定資産合計	52,512	87,864
無 形 固 定 資 産		
電話加入権	3,699	3,699
ソフトウェア	533	333
無形固定資産合計	4,232	4,032
投資その他の資産		
投資有価証券	1,746	2,375
長期差入保証金	272,147	260,418
繰延税金資産	931,188	807,085
投資その他の資産合計	1,205,082	1,069,880
固定資産合計	1,261,827	1,161,778
資 産 合 計	5,546,122	5,489,018

(単位：千円)

	第32期 (2022年12月31日)	第33期 (2023年12月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	54,004	73,764
未払金		
未払手数料	229,563	250,277
その他未払金	1,593,141	1,460,488
未払費用	76,799	67,972
未払法人税等	-	38,034
未払消費税等	*2	31,321
流動負債合計	1,953,508	1,921,859
固定負債		
長期末払金	455,806	373,927
退職給付引当金	995,328	845,267
役員退職慰労引当金	16,136	21,046
資産除去債務	58,335	74,928
固定負債合計	1,525,607	1,315,169
負債合計	3,479,116	3,237,029
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
資本剰余金合計	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,077,100	1,261,918
利益剰余金合計	1,077,100	1,261,918
株主資本合計	2,067,100	2,251,918
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	94	70
評価・換算差額等合計	94	70
純資産合計	2,067,006	2,251,989
負債純資産合計	5,546,122	5,489,018

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第32期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	第33期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
営業収益		
委託者報酬	2,957,478	3,064,465
運用受託報酬	2,954,387	3,521,870
その他営業収益	2,171,337	2,137,260
営業収益計	8,083,203	8,723,596
営業費用		
支払手数料	940,003	968,159
広告宣伝費	156,082	114,349
調査費		
調査費	218,428	246,704
委託調査費	1,418,023	1,344,567

図書費	1,552	2,080
事務委託費	268,339	295,412
営業雑経費		
通信費	21,922	31,603
印刷費	4,430	4,155
協会費	3,672	5,742
諸会費	12,169	8,786
営業費用計	3,044,624	3,021,560
一般管理費		
給料		
役員報酬	194,645	169,292
給料・手当	1,611,397	1,611,371
賞与	613,196	485,200
交際費	5,075	19,031
旅費交通費	21,978	49,984
租税公課	43,868	37,059
不動産賃借料	272,247	267,360
退職給付費用	166,516	182,956
役員退職慰労引当金繰入	5,509	4,909
法定福利費	188,241	210,701
固定資産減価償却費	21,400	16,422
諸経費	1,752,430	2,196,386
一般管理費計	4,896,510	5,250,676
営業利益(営業損失)	142,068	451,359
営業外収益		
受取利息	924	501
受取配当金	6	73
有価証券売却益	96	66
為替差益	14,650	-
雑益	1,929	3,491
営業外収益計	17,607	4,132
営業外費用		
為替差損	-	98,181
営業外費用計	-	98,181
経常利益(経常損失)	159,675	357,310
特別損失		
割増退職金等	28,150	28,750
固定資産除却損	-	1,278
特別損失計	28,150	30,028
税引前当期純利益	131,525	327,281
法人税、住民税及び事業税	2,665	18,361
法人税等調整額	86,211	124,102
法人税等合計	88,876	142,463
当期純利益(当期純損失)	42,649	184,818

(3) 【株主資本等変動計算書】

第32期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本	利益剰余金	株主資本 合計		
		剰余金	剰余金			
	資本 準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
当期首残高	490,000	500,000	1,230,450	2,220,450	32	2,220,483
当期変動額						
剰余金の配当			196,000	196,000		196,000
当期純利益			42,649	42,649		42,649
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					126	126

当期変動額合計	-	-	153,350	153,350	126	153,476
当期末残高	490,000	500,000	1,077,100	2,067,100	94	2,067,006

第33期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計	
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金				株主資本 合計
		資本 準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
当期首残高	490,000	500,000	1,077,100		2,067,100	94	2,067,006
当期変動額							
当期純利益			184,818		184,818		184,818
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						164	164
当期変動額合計	-	-	184,818		184,818	164	184,983
当期末残高	490,000	500,000	1,261,918		2,251,918	70	2,251,989

重要な会計方針

項 目	第33期 自 2023年1月 1日 至 2023年12月31日	
	1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 市場価格のあるもの 当期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。</p>
2．固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	
3．引当金の計上基準	<p>(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(2) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。</p>	
4．収益及び費用の計上基準	<p>(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、日々の運用により履行義務が充足されると判断しており、投資信託の契約期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資一任契約または投資助言契約に基づき、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、日々の運用により履行義務が充足されると判断しており、投資一任契約または投資助言契約の契約期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(3) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資一任契約の特定のパフォーマンス目標を超過する運用益に対して一定割合を認識しており、成功報酬を受領する権利が確定した段階で収益として認識しております。</p> <p>(4) その他営業収益 その他営業収益は、関係会社との契約に基づき、日々のサービス提供により履行義務が充足されると判断しており、契約期間にわたり収益として認識しております。</p>	
5．外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっておりません。
----------------------------	---

重要な会計上の見積り

項 目	第33期 自 2023年1月 1日 至 2023年12月31日
1. 繰延税金資産の回収可能性	<p>(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 繰延税金資産（純額） 807百万円 （繰延税金負債と相殺前の金額は841百万円です。）</p> <p>(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 算出方法 将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得により繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは、当期実績を基準としております。</p> <p>主要な仮定 課税所得の見積りに当たっては、翌期以降も当期と同水準の当期利益を計上可能との想定に基づき、更に確定済の新規契約等からの収益及び費用を含めると共に、一時的で継続性の乏しい収益及び費用を除外して作成しております。</p> <p>翌事業年度の財務諸表に与える影響 課税所得の見積りの前提となっている翌期以降の利益水準について、市況の急激な悪化等により当期実績を大きく下回る場合に、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。</p>

会計方針の変更

項 目	第33期 自 2023年1月 1日 至 2023年12月31日
1. 時価の算定に関する会計基準等	「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これにより、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

会計上の見積りの変更

項 目	第33期 自 2023年1月 1日 至 2023年12月31日
1. 資産除去債務の見積り額の変更	当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、当社の本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積りを行いました。この見積りの変更による増加額15百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、本再見積りによる当事業年度の損益への影響はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

項 目	第32期 2022年12月31日現在	第33期 2023年12月31日現在
*1. 有形固定資産の減価償却累計額（千円）	建物附属設備 171,363 器具備品 130,036	建物附属設備 173,078 器具備品 125,345

*2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未収還付消費税等として表示していません。	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。
--------------	---	---

（株主資本等変動計算書関係）
第32期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第32期事業年度 期首株式数	第32期事業年度 増加株式数	第32期事業年度 減少株式数	第32期事業年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年 3月28日 定時株主総会	普通株式	196,000	20,000	2021年 12月31日	2022年 3月31日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

第33期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第33期事業年度 期首株式数	第33期事業年度 増加株式数	第33期事業年度 減少株式数	第33期事業年度 期末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

第32期 自 2022年1月 1日 至 2022年12月31日	第33期 自 2023年1月 1日 至 2023年12月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資金に関しても安全な運用を心掛けております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引等も行っておりません。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左

<p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありません。 貸付金、営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されておりま。</p> <p>未収入金、未収運用受託報酬、その他未払金および長期未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されておりま。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。 貸付金は海外の関連会社に対するものであり、期限前でも必要に応じて一部または全ての返済を要求できるという契約のため、回収が不能となるリスクは僅少であります。 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。 また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。</p> <p>市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。</p> <p>流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 余剰資金はキャッシュフロー分析に基づき、関連会社への要求払い条件付き短期貸付で運用することにより、流動性リスクを管理しております。</p>	<p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 同左</p> <p>市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 同左</p> <p>流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 同左</p>
---	---

2. 金融商品の時価等に関する事項

第32期（2022年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、預金、貸付金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
投資その他の資産 投資有価証券	1,746	1,746	-
長期差入保証金	272,147	271,633	513
長期未払金	455,806	454,316	1,489

第33期（2023年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、預金、貸付金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
投資その他の資産 投資有価証券	2,375	2,375	-
長期差入保証金	260,418	260,168	249
長期未払金	373,927	373,296	630

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第32期（2022年12月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超
--	------	-----

預金	925,570	-
貸付金	804,000	-
未収入金	688,575	-
未収委託者報酬	676,145	-
未収運用受託報酬	875,797	-
合計	3,970,087	-

第33期（2023年12月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	1,138,009	-
貸付金	1,004,000	-
未収入金	474,921	-
未収委託者報酬	694,454	-
未収運用受託報酬	943,202	-
合計	4,254,586	-

（注2）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

第32期（2022年12月31日現在）

該当事項はありません。

第33期（2023年12月31日現在）

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

第32期（2022年12月31日現在）における金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額としている金融商品

（単位：千円）

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資その他の資産 投資有価証券 投資信託	-	1,746	-	1,746
資産計	-	1,746	-	1,746

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としていない金融商品

（単位：千円）

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
固定資産 長期差入保証金	-	271,633	-	271,633
資産計	-	271,633	-	271,633
固定負債 長期未払金	-	454,316	-	454,316
負債計	-	454,316	-	454,316

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、賃貸借契約書上の返還予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、貸借対照表計上額における長期差入保証金の額は272,147千円です。

長期未払金

長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、貸借対照表計上額にお

る長期未払金の額は455,806千円です。

第33期（2023年12月31日現在）における金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価
 レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
 レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額としている金融商品

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資その他の資産 投資有価証券 投資信託	-	2,375	-	2,375
資産計	-	2,375	-	2,375

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としていない金融商品

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
固定資産 長期差入保証金	-	260,168	-	260,168
資産計	-	260,168	-	260,168
固定負債 長期未払金	-	373,296	-	373,296
負債計	-	373,296	-	373,296

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、賃貸借契約書上の返還予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、貸借対照表計上額における長期差入保証金の額は260,418千円です。

長期未払金

長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、貸借対照表計上額における長期未払金の額は373,927千円です。

(有価証券関係)

1.投資有価証券に関する事項

投資信託は基準価額によっております。

第32期（2022年12月31日）における投資有価証券における種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額は、次のとおりです。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	1,746	1,840	94
合計	1,746	1,840	94

第33期（2023年12月31日）における投資有価証券における種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額は、次のとおりです。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	2,187	2,105	82
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	188	200	12
合計	2,375	2,305	70

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

第32期（自2022年1月1日至2022年12月31日）
財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

第33期（自2023年1月1日至2023年12月31日）
財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

（デリバティブ関係）

第32期（2022年12月31日現在）
当社はデリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

第33期（2023年12月31日現在）
当社はデリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

第32期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	第33期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日																																												
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。 当社が有する退職一時金制度では、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しており、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。</p> <p>2. 確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 (千円)</p> <table> <tr><td>期首における退職給付引当金</td><td>946,443</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>166,516</td></tr> <tr><td>退職給付の支払額</td><td>117,631</td></tr> <tr><td>期末における退職給付引当金</td><td><u>995,328</u></td></tr> </table> <p>(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 (千円)</p> <table> <tr><td>積立型制度の退職給付債務</td><td>-</td></tr> <tr><td>年金資産</td><td>-</td></tr> <tr><td>非積立型制度の退職給付債務</td><td><u>995,328</u></td></tr> <tr><td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td><u>995,328</u></td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td><u>995,328</u></td></tr> <tr><td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td><u>995,328</u></td></tr> </table> <p>(3)退職給付に関連する損益 (千円)</p> <table> <tr><td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>166,516</td></tr> </table>	期首における退職給付引当金	946,443	退職給付費用	166,516	退職給付の支払額	117,631	期末における退職給付引当金	<u>995,328</u>	積立型制度の退職給付債務	-	年金資産	-	非積立型制度の退職給付債務	<u>995,328</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>995,328</u>	退職給付引当金	<u>995,328</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>995,328</u>	簡便法で計算した退職給付費用	166,516	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 (千円)</p> <table> <tr><td>期首における退職給付引当金</td><td>995,328</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>182,956</td></tr> <tr><td>退職給付の支払額</td><td>333,017</td></tr> <tr><td>期末における退職給付引当金</td><td><u>845,267</u></td></tr> </table> <p>(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 (千円)</p> <table> <tr><td>積立型制度の退職給付債務</td><td>-</td></tr> <tr><td>年金資産</td><td>-</td></tr> <tr><td>非積立型制度の退職給付債務</td><td><u>845,267</u></td></tr> <tr><td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td><u>845,267</u></td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td><u>845,267</u></td></tr> <tr><td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td><u>845,267</u></td></tr> </table> <p>(3)退職給付に関連する損益 (千円)</p> <table> <tr><td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>182,956</td></tr> </table>	期首における退職給付引当金	995,328	退職給付費用	182,956	退職給付の支払額	333,017	期末における退職給付引当金	<u>845,267</u>	積立型制度の退職給付債務	-	年金資産	-	非積立型制度の退職給付債務	<u>845,267</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>845,267</u>	退職給付引当金	<u>845,267</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>845,267</u>	簡便法で計算した退職給付費用	182,956
期首における退職給付引当金	946,443																																												
退職給付費用	166,516																																												
退職給付の支払額	117,631																																												
期末における退職給付引当金	<u>995,328</u>																																												
積立型制度の退職給付債務	-																																												
年金資産	-																																												
非積立型制度の退職給付債務	<u>995,328</u>																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>995,328</u>																																												
退職給付引当金	<u>995,328</u>																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>995,328</u>																																												
簡便法で計算した退職給付費用	166,516																																												
期首における退職給付引当金	995,328																																												
退職給付費用	182,956																																												
退職給付の支払額	333,017																																												
期末における退職給付引当金	<u>845,267</u>																																												
積立型制度の退職給付債務	-																																												
年金資産	-																																												
非積立型制度の退職給付債務	<u>845,267</u>																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>845,267</u>																																												
退職給付引当金	<u>845,267</u>																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>845,267</u>																																												
簡便法で計算した退職給付費用	182,956																																												

（税効果会計関係）

第32期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	第33期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日																																																																
1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳 (千円) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td> 未払費用否認</td><td style="text-align: right;">609,547</td></tr> <tr><td> 退職給付引当金損金</td><td></td></tr> <tr><td> 算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">304,769</td></tr> <tr><td> 役員退職慰労引当金否認</td><td style="text-align: right;">4,940</td></tr> <tr><td> 資産除去債務</td><td style="text-align: right;">17,862</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">2,869</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">939,990</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">939,990</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td> 未確定債務に対する為替</td><td></td></tr> <tr><td> 差益</td><td style="text-align: right;">8,085</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">715</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,801</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">931,188</td></tr> </table>	繰延税金資産		未払費用否認	609,547	退職給付引当金損金		算入限度超過額	304,769	役員退職慰労引当金否認	4,940	資産除去債務	17,862	その他	2,869	繰延税金資産小計	939,990	評価性引当額	-	繰延税金資産合計	939,990	繰延税金負債		未確定債務に対する為替		差益	8,085	その他	715	繰延税金負債合計	8,801	繰延税金資産の純額	931,188	1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳 (千円) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td> 未払費用否認</td><td style="text-align: right;">545,999</td></tr> <tr><td> 退職給付引当金損金</td><td></td></tr> <tr><td> 算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">258,821</td></tr> <tr><td> 役員退職慰労引当金否認</td><td style="text-align: right;">6,444</td></tr> <tr><td> 資産除去債務</td><td style="text-align: right;">22,943</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">6,959</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">841,167</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">841,167</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td> 未確定債務に対する為替</td><td></td></tr> <tr><td> 差益</td><td style="text-align: right;">33,252</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">828</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">34,081</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">807,085</td></tr> </table>	繰延税金資産		未払費用否認	545,999	退職給付引当金損金		算入限度超過額	258,821	役員退職慰労引当金否認	6,444	資産除去債務	22,943	その他	6,959	繰延税金資産小計	841,167	評価性引当額	-	繰延税金資産合計	841,167	繰延税金負債		未確定債務に対する為替		差益	33,252	その他	828	繰延税金負債合計	34,081	繰延税金資産の純額	807,085
繰延税金資産																																																																	
未払費用否認	609,547																																																																
退職給付引当金損金																																																																	
算入限度超過額	304,769																																																																
役員退職慰労引当金否認	4,940																																																																
資産除去債務	17,862																																																																
その他	2,869																																																																
繰延税金資産小計	939,990																																																																
評価性引当額	-																																																																
繰延税金資産合計	939,990																																																																
繰延税金負債																																																																	
未確定債務に対する為替																																																																	
差益	8,085																																																																
その他	715																																																																
繰延税金負債合計	8,801																																																																
繰延税金資産の純額	931,188																																																																
繰延税金資産																																																																	
未払費用否認	545,999																																																																
退職給付引当金損金																																																																	
算入限度超過額	258,821																																																																
役員退職慰労引当金否認	6,444																																																																
資産除去債務	22,943																																																																
その他	6,959																																																																
繰延税金資産小計	841,167																																																																
評価性引当額	-																																																																
繰延税金資産合計	841,167																																																																
繰延税金負債																																																																	
未確定債務に対する為替																																																																	
差益	33,252																																																																
その他	828																																																																
繰延税金負債合計	34,081																																																																
繰延税金資産の純額	807,085																																																																
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">30.6%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td> 役員賞与等永久に損金</td><td></td></tr> <tr><td> 算入されない項目</td><td style="text-align: right;">44.8%</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">7.9%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">67.6%</td></tr> </table>	法定実効税率	30.6%	(調整)		役員賞与等永久に損金		算入されない項目	44.8%	その他	7.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	67.6%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">30.6%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td> 役員賞与等永久に損金</td><td></td></tr> <tr><td> 算入されない項目</td><td style="text-align: right;">12.9%</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">0.0%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">43.5%</td></tr> </table>	法定実効税率	30.6%	(調整)		役員賞与等永久に損金		算入されない項目	12.9%	その他	0.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.5%																																								
法定実効税率	30.6%																																																																
(調整)																																																																	
役員賞与等永久に損金																																																																	
算入されない項目	44.8%																																																																
その他	7.9%																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	67.6%																																																																
法定実効税率	30.6%																																																																
(調整)																																																																	
役員賞与等永久に損金																																																																	
算入されない項目	12.9%																																																																
その他	0.0%																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.5%																																																																

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所の賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の算定方法

使用見込期間を10年間（建物附属設備の減価償却期間）と見積り、割引率は減価償却期間に見合う国債の流通利回り（1.4%）を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。なお、当期において資産除去債務の再見積もりを行った結果増加した金額については、残存する減価償却期間に見合う国債の流通利回り（0.25%）を使用して計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	第32期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	第33期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
期首残高	57,530	58,335
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
再見積もりに伴う増加額	-	15,776
その他増減額（は減少）	805	816
期末残高	58,335	74,928

(4)資産除去債務の見積り額の変更は、「会計上の見積りの変更 1. 資産除去債務の見積り額の変更」に記載のとおりであります。

2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務
該当事項はありません。

(収益認識関係)
第32期会計期間(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 収益を分解した情報

当会計期間の収益の構成は次の通りです。

(単位：千円)	
委託者報酬	2,957,478
運用受託報酬	2,889,917
その他営業収益	2,171,337
成功報酬(注)	64,469
合計	8,083,203

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

第33期会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 収益を分解した情報

当会計期間の収益の構成は次の通りです。

(単位：千円)	
委託者報酬	3,046,723
運用受託報酬	3,495,910
その他営業収益	2,137,260
成功報酬(注)	43,701
合計	8,723,596

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第32期会計期間(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,957,478	2,954,387	1,873,869	297,468	8,083,203

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
6,211,881	1,871,321	8,083,203

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第33期会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンドサービス	その他	合計
外部顧客への営業収益	3,064,465	3,521,870	1,875,504	261,756	8,723,596

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
6,221,543	2,502,053	8,723,596

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

< 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 >

第32期会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日 ）

該当事項はありません。

第33期会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日 ）

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 >

第32期会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日 ）

該当事項はありません。

第33期会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日 ）

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 >

第32期会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日 ）

該当事項はありません。

第33期会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日 ）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第32期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日 ）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

(単位 千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	イギリス、ロンドン市	425.5百万ポンド	持株会社	被所有直接100%	資金の借入当社への出資	剰余金の配当	196,000	-	-
最終親会社	シュローダー・ビーエルシー	イギリス、ロンドン市	322.4百万ポンド	持株会社	被所有間接100%	資金の借入当社の最終親会社	一般管理費（役員および従業員の賞与の負担金）（注1）	58,037	未払金（その他未払金） 長期未払金	19,310 137,918

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ビーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ビーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ビーエルシーに対する債務として処理しております。

(2) 兄弟会社等

(単位 千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高

最終親会社の子会社(注2)	シュローダー・フィナンシャル・サービセズ・リミテッド	イギリス、ロンドン市	61.6 百万 ポンド	資金 管理業	-	余資の 貸付等	資金の回収 (注7) 受取利息	696,000 貸付金 924	804,000 未収入金 933	
兄弟会社(注3)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	155.0 百万 ポンド	投資 運用業	-	運用受託 契約の 再委任等	運用受託 報酬の受取 (注8) サービス提供 業務報酬 の受取 (注9) 情報提供業務 報酬の受取 (注10) 役務提供業務 の対価の受取 (注10) 運用再委託報 酬の支払 (注8) 一般管理費 (諸経費)の 支払 (注10)	59,251 511,765 144,879 30,283 942,295 935,507	未収運用 受託報酬 未収入金 未払金 (その他 未払金)	9,917 314,107 171,693
兄弟会社(注4)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・(ホンコン)・リミテッド	中華人民 共和国、 香港	20.0 百万 香港ドル	投資 運用業	-	運用受託 契約の 再委任、 業務委託等	運用受託 報酬の受取 (注8) サービス提供 業務報酬 の受取 (注9) 運用再委託報 酬の支払 (注8) 一般管理費(諸 経費)の支払 (注10)	47,699 411,611 328,359 98,378	未収運用 受託報酬 未収入金 未払金 (その他 未払金)	3,504 199,942 38,966
兄弟会社の子会社(注5)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インク	アメリカ 合衆国、 デラウェア	41.5 百万 USドル	投資 運用業	-	運用受託 契約の 再委任等	サービス提供 業務報酬 の受取(注9) 役務提供 業務の対価 の受取 (注10) 運用再委託 報酬の支払 (注8) 一般管理費(諸 経費)の支払 (注10)	40,473 129,685 29,731 34	未収入金	56,520
兄弟会社の子会社(注6)	シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)・エス・エー	ルクセンブルク	14.6 百万 ユーロ	資産 管理業	-	運用受託 契約の 再委任等	運用受託 報酬の受取 (注8) サービス提供 業務報酬 の受取 (注9) 運用再委託 報酬の支払 (注8)	923,399 786,731 37,426	未収運用 受託報酬 未収入金 未払金 (その他 未払金)	83,532 69,408 3,579

(注2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッド、及び、その直接の子会社であるシュローダー・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・

フィナンシャル・サービス・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

- (注3) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注4) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(ホンコン)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注5) 当社の兄弟会社であるシュローダー・ユーエス・ホールディングス・インクがシュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インクの議決権の100%を保有しております。
- (注6) 当社の兄弟会社であるシュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィーが、シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)・エス・エーの議決権の88%、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが12%を保有しております。
- (注7) 資金の貸付は極度貸付であります。貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注8) 各社間の運用受託報酬の收受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- (注9) 各社間のサービス提供業務の報酬の收受については、各ファンドの契約毎に、グループ会社間の契約に基づき、一定の比率により決定しております。
- (注10) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の收受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー（最終親会社、ロンドン証券取引所に上場）

シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド（親会社、非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第33期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

（単位 千円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
最終親会社	シュローダー・ピーエルシー	イギリス、ロンドン市	322.4 百万 ポンド	持株会社	被所有 間接100%	当社の最終親会社	一般管理費 (役員および従業員への賞与の負担金) (注1)	75,534	未払金 (その他未払金) 長期未払金	19,184 188,816

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対する債務として処理しております。

(2) 兄弟会社等

（単位 千円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
最終親会社の子会社 (注2)	シュローダー・フィナンシャル・サービス・リミテッド	イギリス、ロンドン市	61.6 百万 ポンド	資金管理業	-	余資の貸付等	資金の回収 (注7) 受取利息	- 501	貸付金 未収入金	1,004,000 73
兄弟会社 (注3)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	155.0 百万 ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取 (注8) サービス提供業務報酬の受取 (注9) 情報提供業務報酬の受取 (注10) 役務提供業務の対価の受取 (注10) 運用再委託報酬の支払 (注8) 一般管理費(諸経費)の支払 (注10)	274,609 551,791 42,011 61,306 798,573 1,252,529	未収運用受託報酬 未収入金 未収入金 未払金(その他未払金)	27,811 219,524 210,113

兄弟会社(注4)	シュローダー・インベストメント・マネジメント・(ホンコン)・リミテッド	中華人民共和国、香港	20.0百万香港ドル	投資運用業	-	運用受託契約の再委任、業務委託等	運用受託報酬の受取(注8)	60,686	未収運用受託報酬	5,497
							サービス提供業務報酬の受取(注9)	397,948	未収入金	105,206
							運用再委託報酬の支払(注8)	300,314	未払金(その他未払金)	3,464
							一般管理費(諸経費)の支払(注10)	104,414		
兄弟会社(注5)	シュローダー・インベストメント・マネジメント・(シンガポール)・リミテッド	シンガポール	50.7百万シンガポールドル	投資運用業	-	運用受託契約の再委任、業務委託等	運用受託報酬の受取(注8)	41,544	未収運用受託報酬	3,607
							サービス提供業務報酬の受取(注9)	13,902	未収入金	6,693
							役務提供業務の対価の受取(注10)	15,370		
							運用再委託報酬の支払(注8)	1,441		
							一般管理費(諸経費)の支払(注10)	515,751	未払金(その他未払金)	75,222
兄弟会社の子会社(注6)	シュローダー・インベストメント・マネジメント・(ヨーロッパ)・エス・エー	ルクセンブルク	14.6百万ユーロ	資産管理業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取(注8)	902,324	未収運用受託報酬	69,926
							サービス提供業務報酬の受取(注9)	797,376	未収入金	64,928
							運用再委託報酬の支払(注8)	33,193	未払金(その他未払金)	3,380

- (注2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッド、及び、その直接の子会社であるシュローダー・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・フィナンシャル・サービス・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注3) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注4) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネジメント・(ホンコン)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注5) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネジメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注6) 当社の兄弟会社であるシュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィーが、シュローダー・インベストメント・マネジメント(ヨーロッパ)・エス・エーの議決権の88%、シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドが12%を保有しております。
- (注7) 資金の貸付は極度貸付であります。貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注8) 各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- (注9) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、グループ会社間の契約に基づき、一定の比率により決定しております。
- (注10) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・ピエルシー(最終親会社、ロンドン証券取引所に上場)
シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド(親会社、非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第32期 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	第33期 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
1株当たり純資産額 210,919円00銭	1株当たり純資産額 229,794円83銭
1株当たり当期純利益 4,351円99銭	1株当たり当期純利益 18,858円99銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎	1株当たり当期純利益の算定上の基礎
損益計算書上の当期純利益 42,649千円	損益計算書上の当期純利益 184,818千円
普通株式に係る当期純利益 42,649千円	普通株式に係る当期純利益 184,818千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 9,800 株	普通株式の期中平均株式数 9,800 株

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

中間財務諸表
（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

第34期 中間会計期間末
2024年6月30日

資産の部		
流動資産		
預金		1,347,790
前払費用		53,029
貸付金		1,204,000
未収入金		543,383
未収委託者報酬		743,641
未収運用受託報酬		620,078
流動資産合計		4,511,923
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	*1	41,556
器具備品(純額)	*1	36,148
有形固定資産合計		77,704
無形固定資産		
電話加入権		3,699
ソフトウェア		233
無形固定資産合計		3,932
投資その他の資産		
投資有価証券		2,659
長期差入保証金		260,418
繰延税金資産		713,729
投資その他の資産合計		976,808
固定資産合計		1,058,446
資産合計		5,570,369

（単位：千円）

第34期 中間会計期間末
2024年6月30日

負債の部		
流動負債		
預り金		42,930
未払金		
未払手数料		263,124
その他未払金		901,342

未払費用		49,772
未払法人税等		116,190
未払消費税等	*2	58,552
賞与引当金		217,266
役員賞与引当金		34,611
流動負債合計		1,683,791
固定負債		
長期未払金		281,597
退職給付引当金		855,487
役員退職慰労引当金		24,238
資産除去債務		75,360
固定負債合計		1,236,683
負債合計		2,920,474
純資産の部		
株主資本		
資本金		490,000
資本剰余金		
資本準備金		500,000
資本剰余金合計		500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,659,540
利益剰余金合計		1,659,540
株主資本合計		2,649,540
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		354
評価・換算差額等合計		354
純資産合計		2,649,894
負債純資産合計		5,570,369

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	第34期 中間会計期間	
	自 2024年1月 1日	至 2024年6月30日
営業収益		
委託者報酬		1,680,517
運用受託報酬		1,976,405
その他営業収益		1,098,895
営業収益計		4,755,818
営業費用及び一般管理費	*3	4,077,255
営業利益		678,563
営業外収益	*1	1,295
営業外費用	*2	91,094
経常利益		588,764
税引前中間純利益		588,764
法人税、住民税及び事業税		97,786
法人税等調整額		93,356
法人税等合計		191,142
中間純利益		397,621

(3) 中間株主資本等変動計算書

第34期 中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

(単位：千円)

	株主資本	評価・換算差額等	純資産合計
--	------	----------	-------

	資本金	資本剰余金		株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	利益剰余金			
			その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	1,261,918	2,251,918	70	2,251,989
当中間期変動額						
中間純利益			397,621	397,621		397,621
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					284	284
当中間期変動額合計	-	-	397,621	397,621	284	397,905
当中間期末残高	490,000	500,000	1,659,540	2,649,540	354	2,649,894

重要な会計方針

項 目	第34期中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 市場価格のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>

<p>4. 収益及び費用の計上基準</p> <p>5. 外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、日々の運用により履行義務が充足されると判断しており、投資信託の契約期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資一任契約または投資助言契約に基づき、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、日々の運用により履行義務が充足されると判断しており、投資一任契約または投資助言契約の契約期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(3) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資一任契約の特定のパフォーマンス目標を超過する運用益に対して一定割合を認識しており、成功報酬を受領する権利が確定した段階で収益として認識しております。</p> <p>(4) その他営業収益 その他営業収益は、関係会社との契約に基づき、日々のサービス提供により履行義務が充足されると判断しており、契約期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>
---	--

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

項 目	第34期中間会計期間末 2024年6月30日現在
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物附属設備 175,897千円 器具備品 129,829千円
*2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

項 目	第34期中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日
*1. 営業外収益の主要項目	受取利息 927千円
*2. 営業外費用の主要項目	為替差損 91,094千円
*3. 減価償却実施額	有形固定資産 10,591千円 無形固定資産 99千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第34期中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第34期事業年度 期首株式数	第34期中間会計 期間増加株式数	第34期中間会計 期間減少株式数	第34期中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額
該当事項はありません。(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末日後となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

第34期中間会計期間末（2024年6月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、預金、貸付金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

区分	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資その他の資産 投資有価証券	2,659千円	2,659千円	-
長期差入保証金	260,418千円	259,971千円	447千円
長期未払金	281,597千円	278,444千円	3,152千円

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額としている金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資その他の資産 投資有価証券 投資信託	-	2,659千円	-	2,659千円
資産計	-	2,659千円	-	2,659千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としていない金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
固定資産 長期差入保証金	-	259,971千円	-	259,971千円

資産計	-	259,971千円	-	259,971千円
固定負債				
長期未払金	-	278,444千円	-	278,444千円
負債計	-	278,444千円	-	278,444千円

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、合理的に見積りした回収予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、中間貸借対照表計上額における長期差入保証金の額は260,418千円です。

長期未払金

長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、中間貸借対照表計上額における長期未払金の額は281,597千円です。

（有価証券関係）

第34期中間会計期間末（2024年6月30日現在）

投資有価証券に関する事項

投資信託は基準価額によっております。なお、投資有価証券における種類毎の中間貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額は、次のとおりです。

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	2,471千円	2,105千円	366千円
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	188千円	200千円	11千円
合計	2,659千円	2,305千円	354千円

（資産除去債務関係）

第34期中間会計期間末（2024年6月30日現在）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	74,928千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円
その他増減額（は減少）	431千円
当中間会計期間末残高	75,360千円

（収益認識関係）

第34期中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

1. 収益を分解した情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

委託者報酬	1,662,838千円
運用受託報酬	1,948,426千円
その他営業収益	1,098,895千円
成功報酬（注）	45,657千円
合計	4,755,818千円

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（セグメント情報等）

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第34期中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

1. 製品およびサービスごとの情報

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	1,680,517	1,976,405	999,831	99,064	4,755,818

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計
3,339,412	1,416,406	4,755,818

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域は英国(14%)であります。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

< 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 >

第34期中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 >

第34期中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 >

第34期中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第34期中間会計期間 自 2024年1月 1日 至 2024年6月30日
1株当たり純資産額	270,397 円44銭
1株当たり中間純利益	40,573 円63銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	397,621 千円
普通株式に係る中間純利益	397,621 千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月18日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 雄一郎
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の実務責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の実務責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年9月18日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 雄一郎指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水永 真太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に

注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。